

(付録) 輸出貿易管理令に現れる材料リスト

本リストは平成25年10月時点改正施行の政省令に基づくもので、政省令に現れる材料で下記に記載されたものについてのみ掲載した。

- a) 輸出貿易管理令別表第1の1項～15項
- b) 輸出貿易管理令別表第2の21の2項、21の3項、21の35項、35の3項

備考. 1 本リストは「材料」関係のみ記載し、プラント関係、装置関係及び計測器等の材料については掲載していないので注意。

備考. 2 「パラメータシート様式番号」の欄の「*」印のものは、「パラメータシート」未作成のため「項目別対比表」を用いること。

備考. 3 化学製剤原料関連物質の名称の表記は省令に記載された名称の表記内容に従った。下記に記載されたものは同じものである

- a) 「----- = -----」と「----- -----」(スペース)
- b) 「----- ・ -----」と「-----、-----」

備考. 4 本リストに掲載された化学物質には、複数の異なるCAS番号を持つものや、その化学物質を含む混合物が別のCAS番号を持ったものがあります。これらについては、CAS番号は本リストに掲載された化学物質を特定するものではありません。